

# 介護サービスを利用される被災者の皆様へ

介護サービスの利用者負担の減免措置の延長について



# 利用者負担の減免が延長されます



**東日本大震災により被災された方の、  
介護サービス利用料などの減免措置が  
引き続き延長されることになりました。**

# 延長の対象となる方

延長の対象は、主に以下の2つのグループに分かれます。  
ご自身がどちらに当てはまるかご確認ください。



**避難指示等対象地域**



**その他の地域**

## グループA：帰還困難区域・旧避難指示区域等の方



**減免措置が引き続き延長されます。**

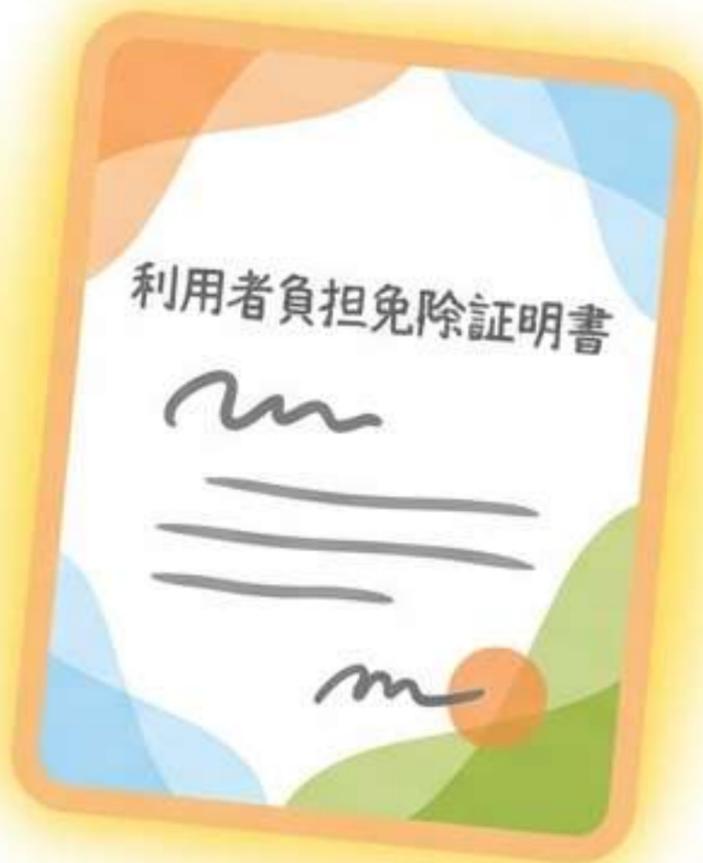
※一定以上の所得がある方を除きます。

# グループB：その他の被災地域の方



**お住まいの市町村の基準を満たす場合、引き続き支援を受けられます。**

# サービス利用には「免除証明書」が必要です



減免を受けるためには、介護サービス利用時に「有効期限が切れていない免除証明書」の提示が必ず必要になります。

# ステップ①：有効期限を確認しましょう



現在、免除証明書をお持ちの方は、お手元の証明書の「有効期限」が切れていないか、まずはご確認ください。

## ステップ②：期限切れの場合は市町村の窓口へ



現在お持ちの免除証明書の有効期限が切れている場合でも、市町村への申請により、有効期限を更新できる場合があります。

## ステップ③：新しい証明書を提示しましょう



更新後は、介護サービスを利用する際に、有効期限が更新された「新しい免除証明書」をスタッフへ提示してください。

# ご不明な点は、市町村の窓口まで



有効期限の更新手続きや、ご自身が対象となるか等の詳細については、お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。